

「テロ等準備罪」法案の撤回を求める意見書（案）

政府は、「テロ等準備罪」法案を閣議決定し、今国会で成立させようとしている。政府はこの法案を、「国連の国際組織犯罪防止条約を実施するため」としているが、この条約はマフィアや麻薬取引などの国際経済犯罪を防止するものであり、「テロ防止」が目的ではない。しかも、法案の目的には「テロ」の文言はなく立法事実が存在しない。

法案は、犯罪を「計画した者」を対象としており、相談や合意など「共謀」を処罰するものである。これは実行された犯罪行為を処罰するという刑法の大原則を転換するものであり、共謀という合意を処罰対象にする点では、言論、表現の自由を侵害するとの世論の反対で、過去三回国会で廃案になった共謀罪と本質は何ら変わっていない。

また政府は、犯罪の「計画」だけでなく「準備」を要件にするとしているが、「資金」、「物品」の手配や「下見」はもちろんSNSでの「対話」まで「準備」に含まれると認めている。捜査当局が犯罪を「二人以上で計画した者」と認定すれば、市民の日常生活が監視や捜査の対象とされ、逮捕され、犯罪に問われる危険がある。労働組合や市民団体も、組織的犯罪集団と認定すれば捜査の対象になるなど、すべての国民が監視や捜査対象となり得る。

この法案は、憲法で保障された国民の内心の自由、表現の自由を脅かし、国民監視社会にするものである。よって、渋谷区議会は、国会及び政府に対し、「テロ等準備罪」法案の撤回を求める。以上、地方自治法第九九条の規定により意見書を提出する。

二〇一七年三月 日

渋谷区議会議長

衆議院議長

参議院議長

あて

内閣総理大臣

法務大臣